

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 27 年 6 月 24 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 大北 裕子
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

有価証券等の国外転出時課税制度

平成 27 年度税制改正において、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（以下、「国外転出時課税」という。）」が新設されました。今回は、この制度について、ご説明させていただきます。（参照：国税庁HP「国外転出時課税制度 FAQ（平成 27 年 4 月）」）

1. 適用開始 ⇒平成 27 年 7 月 1 日以降から適用開始となります。

2. 制度の概要

「国外転出時課税制度」とは、国外転出（国内に住所及び居所を有さないことをいいます。）をする一定の居住者が 1 億円以上の有価証券等を保有している場合には、その有価証券等の含み益に所得税（復興特別所得税を含む。）が課税されることをいいます。なお、その対象となる方は、確定申告が必要となります。

(1) 対象者の要件	①国外転出時※ ₁ に保有する有価証券等の合計額が 1 億円以上であること ②国外転出の日前に 10 年以内に国内在住期間が 5 年超であること※ ₂	
(2) 対象資産	株式、投資信託、ストックオプション、匿名組合契約の出資持分、未決済のデリバティブ取引など※ ₃	
(3) 申告期限	納税管理人の届出がある場合	国外転出の年分の所得税の確定申告期限まで
	納税管理人の届出がない場合	国外転出の時まで（準確定申告）
(4) 納税猶予	国外転出時に下記の手続きを経ることで、5 年又は申請により最長 10 年の納税猶予を受けることができる ①国外転出時までに納税管理人の届出 ②確定申告書に納税猶予を受ける旨を記載し明細書などを添付して、申告期限までに猶予される所得税及び利子税に相当する担保を提供（例：不動産、国債） ③申告書の提出後、納税猶予の継続適用届出書を毎年 3 月 15 日までに提出	
(5) 課税の取消し	国外転出	国外転出の日から 5 年以内に帰国等
	贈与	贈与の日から 5 年以内に受贈者が帰国等
	相続	相続開始の日から 5 年以内に相続人全員が帰国等

(※ 1) 国外転出予定日から 3 月前の日 (※ 2) 外国人の場合には、在留資格も留意して判定する必要がある

(※ 3) 現在譲渡所得が非課税とされている地方債や国債も有価証券等の金額判定に含まれる

3. 国外転出（贈与）時制度・国外転出（相続）時制度について

「国外転出時課税制度」は、上記のように一定の居住者が国外転出する際に適用されるものでありますが、下記の要件を満たす場合にも「国外転出時課税制度」が適用されます。

(1) 国外転出（ 相続 ）時制度	一定の居住者が亡くなり、国外に居住する相続人又は受遺者が、その相続又は遺贈により有価証券等の全部又は一部を取得した場合
(2) 国外転出（ 贈与 ）時制度	国外に居住する相続人又は受遺者が、その相続又は遺贈により有価証券等の全部又は一部を取得した場合

(注) 被相続人及び贈与者が保有する有価証券等の合計額が 1 億円以上である場合に、国外転出時課税制度を適用。

4. まとめ

国外転出時課税制度は 7 月 1 日以降から開始されます。有価証券等の保有残高が多い資産家の方は、国外転出される際には、ご留意下さい。なお、5 年以内に必ず帰国することが確定している方は、一旦納税猶予を選択して頂くのも一つの方法です。また、被相続人や贈与者が有価証券等を 1 億円以上保有している場合には、相続や贈与で非居住者に移転した有価証券等の額が 1 億円未満でも対象になります。よって、この場合には被相続人や贈与者に所得税が課税され、さらに相続人及び受贈者に相続税や贈与税が課税されることとなりますので、ご注意ください。この制度に関して、ご不明な点がございましたら、大北までご相談くださいませ。